

参議院文教委員会會議録第十四号

昭和三十六年三月二十八日(火曜日)

午前十時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君
理事 近藤 鶴代君
委員 野本 品吉君
豊瀬 頼一君

委員

衆議院議員

國務大臣

政府委員

事務局側

説明員

経済企画庁
総合計画局
山田 貢君
参事官

常任委員
会専門員
工業 英司君

文部省管理局長
福田 繁君

文部省大学
学術局長
小林 行雄君

大蔵政務次官
田中 茂穂君

内閣官房長官
大平 正芳君

科学技術庁
計画局長
久田 太郎君

文部大臣
荒木萬壽夫君

國務大臣
池田正之輔君

衆議院議員
山中 吾郎君

大蔵省主計
局主計官 佐々木達夫君

本日の会議に付した案件

○学校教育法の一部を改正する法律案
(衆議院送付、予備審査)

○日本育英会法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○教育、文化及び学術に関する調査
(当面の文教政策に関する件)

○委員長(平林剛君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員長と理事打合会の経過につき御報告いたします。

開会前の理事会におきまして協議いたしました結果、本日は、まず本委員会に新たに付託となりました学校教育法の一部を改正する法律案、日本育英会法の一部を改正する法律案及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、以上三案につきまして趣旨説明を聴取いたし、次いで、科学技術者養成計画に関する件等、当面の文教政策に関し調査を進めることに決定をいたしました。

以上、理事会決定通り審議いたして参りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、さよう審議を進めて参ります。

まず、学校教育法の一部を改正する法律案を議題とし、提出者より趣旨説明を聴取いたします。

○衆議院議員(山中吾郎君) ただいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その理由を御説明申し上げます。

御承知のように、昭和三十三年六月に学校保健と充実をはかるため、学校保健法が施行されました。以来、児童生徒の健康管理並びに保健指導が学校教育の一環として重要な位置を占めるようになりましたことは、将来をにらみ青少年のためにもことに喜ばしいこととでございます。このようないことと、よりその充実をはかるため万全の策を講ずる必要があると考へ、その一つとしていたしまして養護教諭の問題を提案申し上げる次第でございます。

すなわち、学校教育法第十二条には「学生、生徒、児童及び幼児並びに職員、健康保持増進を図るため、健康診断を行い、その他のその保健に必要な措置を講じなければならない」とあり、また、学校保健法第一条には、「学校における保健管理に必要必要な事項を定め、児童、生徒学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする」と規定されております。そして、このことは都市であるとか、農山村、また、学校種別や学校の規模の大小によつて差別があつてはならないものと考へますし、それぞれの学校において、これが実施に当たりましては、綿密な計画のもとに方策が行なわれなくてはならないわけでございまして、さらに、わが国は諸外国と異なりまして、学校に学校医が常勤ではありませんが、現状からいって、専門職としての養護教諭が必要であると考へます。また、このことについては、学校保健法の制定に当たりまして、国会審議の過程で、衆参両院とも養護教諭の配置の促進と必要性が強調された付帯決議が行なわれております。しかしながら、学校教育法第二十八条におきまして、小学校には、「養護教諭をおかなくてはならない」と規定されておき、同法第四十条においては、中学校にこの規定を準用いたしてあります。ところが、同法第三十三条では、「当分の間、養護教諭は、これを置かないことができる」とされておき、かつ、この本則で各校に必置とされているにもかかわらず、この附則によつて任意とされているのが実情でございます。

学校教育法が施行されてすでに満十四年になつておりますが、現在のようには学校保健の重要性、養護教諭の必要性は当時と比較することができぬほどの相違があると考へる点から申し上げても、当然今までに何らかの対策がとられてしかるべきであつたと思はれるのでございまして、次に申し上げますように現状はきわめて悪い状態にあります。養護教諭の配置率は、私どもが多年要望する一校に一

名を配置するとしめすと、その配置率は小学校二・五・五・六、中学校一・五・三八、高等学校四・三・七八という低い率でございまして、これについて、さらに詳しく申し上げますと、養護教諭の配置のよい県は、別紙資料にもございまして、小学校では東京の七八・八、佐賀の五八・八、福岡の五六・九、大阪五三・四、群馬の五二・〇でございまして、中学校では、佐賀四九・六、福岡四七・五、大阪四四・六、千葉の三八・九で、いいと思はれます県でも半数に満たないありさまでございまして、悪い県の実情を申し上げますと、小学校では島根二・二、栃木の五・九、青森、三重の九・八で、中学校では徳島が一人も配置してありませんし、岡山、愛媛の二・四、香川、群馬二・五、兵庫の二・八、和歌山の四・二、東京四・五、北海道、栃木、山梨、静岡、三重、鳥根、鳥取の五・七というふうな状況でございまして、しかも、その上に、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第七項及び第八項三項の規定が優先されて、小学校児童千五百人に一人、中学校生徒二千一人に一人という算定により、このことがあつたか養護教諭の配置基準であるかの印象によつて配置されておき、地教委単位や同一市町村に配属するということから、小規模学校の幾つかを兼務する養護教諭が年々ふえております。その実情は、千葉、岩手、富

山、新潟の六校を初めとして、ほとんどの県が二、三校を兼務いたしておりました。また、都職員の数に關連いたしまして、養護教諭が授業を担当しておりました。このことは、あきらかに間違ひであると考えますが、中学校で約五〇%、小学校では二〇%の授業担当であります。一校であつても、また、過度的段階にありますが学校保健の実情からしても容易でないと考えるのでございます。従ひまして、学校教育法の附則にありますが「当分の間、置かないことができる」という規定については、すでに法制定後十餘年を経ている今日では、当然これを削除しなければならぬと考えるのであります。同時に、国及び地方公共団体の財政事情や、これに伴うところの養護教諭の養成に日時を必要とする点などから考えますと、一挙に整備することは事実上困難であるかと存じますので、本案におきましては、昭和三十七年度から年次計画を定めまして、これによって年々財政措置その他の必要な措置をとりまして、順次整備を行なうていきたいと考えて、そのようにいたしました次第でございます。

次に、高等学校の養護教諭に關してありますが、現在、高等学校におきましては、養護教諭は、学校教育法第五十条により「必要な職員をおくことができる」という任意規定が適用されておりました。配置の規定になつておりません。高等学校の場合におきましても、生徒の養護にあたる教諭の必要性は小学校、中学校と全く同じでございます。現に高等学校にはその必要性から養護教諭が置かれていることからみてもそのことが明らかにされて

いるといえます。そこで、本案におきましては、同法第五十条の規定を改正し、高校についても養護教諭を必ず置かなければならぬといたしました。高等学校の場合におきましても、昭和三十七年度から完全な実施を求めるいたしました、あわせて年々養護施設の整備をはかることとした次第でございます。

次に、事務職員について御説明申し上げます。御承知の通り、戦後わが国の教育制度は根本的に改善されてから十數年、ようやくにしてその基盤が整いつつあります。しかしながら、以前はそれほど問題にされていなかった学校事務も、今日では教育の機能を十分發揮せしめる推進力として大きな役割を果たしつつあります。小学校、中学校において学校事務を担当する職員の置かれていない学校では、教師が二百種類に及ぶ広範多岐にわたる事務を、児童、生徒の教育という重責を果たしながら分担処理しなければならぬ状況であり、義務制諸学校の教職員の悩みの種であり、他の社会人の想像し得ざるものがあります。不十分ながらも専門的な学校事務機構の確立されている高等学校及びそれ以上の学校に比べて、小学校、中学校は、県教育庁、出張所、地方教育事務所、地方教育委員会等から直接、間接に管理されているために、事務量は前述のように複雑多岐にわたるものでありますから、事務を処理する専門的な機関がどうしても必要になつてくると思つております。事務職員が配置されなければ、教師が教育本来の目的を達成することは事実上不可能に近いと言わなければならぬのであります。現在の義務制諸学校

の事務職員の配置状況は全国の学校三万九千三百五十五校に対し、九千三百四十九名にすぎません。第二十八回国会で成立をみた義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律によれば、事務職員は、小学校十八学級、中学校九学級以上の学校にのみ配置することとなつております。このような基準のため、現実に見られる事務職員の配置は全く不十分な状況になつており、事務職員一人で数校を兼任しているのが実態であります。従ひまして、これが改善の要望は、学校運営事務をあくまで事務職員の過去數年にわたる切なる声であります。にもかかわらず、現実には学校教育法第二十八条第一項ただし書によりまして、ただいま申し上げた通りの定数標準法による不十分な配置が行なわれているのであります。このような状態では教師の保健、児童生徒の教育の建前から、正常な学校教育の運営をはかることは不可能であります。従つて、教育基本法の根本精神から考えても、学校の正常な教育及び運営を行なうために、全国の小学校、中学校に事務職員をぜひ配置しなければならぬと思つております。学校教育法第二十八条に、「小学校には、校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。但し特別の事情のあるときは事務職員を置かないことができる」となつておりますが、以上申し上げました理由により、学校教育法第二十八条第一項のただし書を削除して事務職員を義務配置し、学校教育及び運営の万全を期したいと考えるのであります。なお、国及び地方公共団体の財政事情を考えまして、一挙に配置することは事実上不可

能であらうかと存じますので、本案におきましては、国及び地方公共団体は、その実施のため、昭和三十七年度から年次計画を定めこれによって年々財政措置その他の必要な措置をとり、順次配置を行なうていかなければならぬこととした次第であります。

以上がこの法律の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(平林剛吉) 本案に關する質疑は後日に譲ります。

○委員長(平林剛吉) 次に、日本育英会法の一部を改正する法律案及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、両案を便宜一括して議題とし、文部大臣より趣旨説明を聴取いたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) このたび政府から提出いたしました日本育英会法の一部を改正する法律案につきましては、その一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和十九年日本育英会法施行以来、日本育英会は、年々堅実な発展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受け、その勉強を続けることができ、た学資は、きわめて多數に上り、国家的な育英事業として多大の成果をおさめてまいりました。日本育英会から学資の貸与を受けた者は、修業後一定の期限内に、その貸与金を返還する義務を有しておりますが、特例として、それらの者が義務教育に従事する教員または高度の学術研究者となつた場合には、その貸与金の返還を免除できる制度を設けて参りましたのは、それらの

分野に積極的に人材を誘致し、義務教育の充実と学術の振興をはかるという趣旨に基づくものであります。ところが、近年、高等学校進学者の急増に對し、また、科学技術者の育成を促進するため、高等学校または大学に優秀な教員を確保することがますます重要になつて参りましたので、これに應ずる措置を講ずるとともに、日本育英会の貸与金の回収を一そう的確に行なうため、現行法の一部に必要な改正を加えることが適当であると考え、この法律案を提出するものであります。

改正の第一点は、大学における貸与金の返還を免除される職のうち、高等学校、大学その他の施設の教育の職を加えたこととあります。改正の第二点は、大学院における貸与金の返還を免除される職のうち、高等学校の教員の職を加えたこととあります。改正の第三点は、日本育英会の業務の方法のうち、特に貸与金の回収に關するものは、主務大臣の定めるところによるものとしたこととあります。改正の第四点は、当分の間、大学または大学院で学資の貸与を受けた者が、神繩の教育または研究の職についた場合も、日本本土の場合と同様に、その貸与金の返還を免除できる規定を設けたこととあります。改正の第五点は、当分の間、貸与金の返還免除については、国立工業教員養成所を大学と同じ取り扱ひとしたこととあります。

以上が、この法案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願いいたします。

次に、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

た、このたび政府から提出いたし

ました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

さきに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行により、科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難と認められる職に新たに採用される職員に対し、初任給調整手当が支給されることとなり、また、地方公共団体に採用される職員についても同様に初任給調整手当が支給されることとなつたことは御承知の通りであります。

この法律案は、右の改正に伴い、指定都市を除く市町村立の高等学校の定時制課程の授業を担当する教員に支給される初任給調整手当をその他の給与と同様に都道府県の負担する旨の規定を設けるとともに、所要の規定を整備することとしたものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○委員長(平林剛君) 両案に関する質疑は後日に譲ります。

○委員長(平林剛君) 次に、科学技術者養成計画に関する件等当面の文教政策に関し、調査を進めます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。矢嶋三義君。

○矢嶋三義君 私は科学技術者養成計画と所得倍増計画との関係並びに関連して科学技術振興の問題について若干伺いたいと思います。

三月十一日に、科学技術庁の長官か

ら文部大臣に勧告がなされました。それを中心に質疑したいと思うのですが、これは質疑を決定して本日まで大臣並びに政府委員の出席が得られなかった関係上、質問が延びているわけでありまして。私は質問に入る前に官房長官に注意を喚起したいと思うのですが、本日も予算の分科会との関連があるから、私は大臣の出席は要求をしないわけなんです。たとえば、文部大臣にかわって文部政務次官、あるいは大蔵大臣にかわって、政務次官二人おられるわけですが、どちらか一方の政務次官、あるいは経済企画庁長官にかわって政務次官をと、かように要望申し上げるのですが、どの政務次官も旅行中というようになお見えにならないうえ、この年度末を控えて、内閣は国会に法案をたくさん出しているわけですが、立法院のその審議を急いでいる段階で、こういう非常に重要な、国会中でも特に重要な段階に政務次官が次々に旅行されて、そうして衆参通じて各委員会が開かれるのに、大臣にかわって出席ができないというようなことでは、法案の審議を仰いでいる行政府としても、立法院に私は申訳ないことじゃないかと思うのです。こんなことになるんだから今度の国会で法案の成立の成績が悪いと思うのですよ。私は注意を喚起することにも、官房長官の所見を承っておきます。

○政府委員(大平正芳君) 御注意ごもっともでございます。各政府委員を督促いたしまして、国会の御審議に支障のないように最善を尽くすつもりであります。

○矢嶋三義君 関係大臣あるいは政務

次官で、おられない方がおられますから、そこは政府委員を補足してもらいますし、また、内閣を代表して長官がお見えになっておりますから、政府委員が出席していない代償として、しばらく御出席をお願いいたします。

まず、官房長官にお伺いいたしますが、池田内閣の所得倍増計画その政策と科学技術の振興というものの関連をいかように認識され、どういう具体的政策をもって対処されようとしておられるかですね。また、三十六年度の予算編成に臨むにあたって、どういう基本的態度で臨まれたのか、その点お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(大平正芳君) 御案内のように、わが国は豊かな労働力に恵まれておるわけでございます。で、この労働力、技術力を活用いたすことに成功するならば、向こう十年間に国民所得を増進するということは不可能ではないと、こういう考え方に基きまして、すでに経済企画庁における審議会で御検討願つておりました、でき上りましたのが御案内の所得倍増計画な

んでございます。ただ、この所得倍増計画の計画という言葉がやや実態に忠実でないと思ひますのは、これは一つの絵でいえばデッサンのようなものでございまして、構想——各種の所得を増進に持つて参る場合に用意すべき政策、手段を組み合わせてみて、こういう姿のものになるという一つの構想を示したものでございます。具体的な政策は、これを鏡にいたしまして毎年度の予算で具体化していくわけでござい

ます。で、三十六年度がこの計画実施の第一年度にあたるわけでござい

ます政策が、所得倍増計画でうたつてあります政策、手段との間に完全に一致しておるのかいないのかということになりますと、完全に一致していない面が相当あると思うのでございます。これは私が先ほど申しましたように一つの構想、構図でございまして、それを鏡にして年々歳々の政策の姿を正しながら、終局においてその目的を達していこうと、こういう考え方でござい

ます。従つて、言うところの政府の計画であると、そのまま受け取りたいだ

がない方が正確じゃないかと思うのでござい

ます。そういう性格のものでござい

ます。私は了解いたしておるのでござい

掲げて努力される、これは非常にけつこうなことだと思ひます。その政策、構想とわが国における科学技術の振興というものを、それをどういうよう

に取組んで、どういう認識のもとに取組んだか、予算編成で今後取組もうとするか、その基本的な内閣の立場を聞いておるわけです。三十五年の八月十三日に行政管理局が、「大学における科学技術教育行政監察につ

て」という報告書を出しているのです

が、この中にこういうことがあるので

す。非常に傾聴に値する言葉だと思ひますが、「科学技術振興につ

と思うわけでありまして。私どもは冒頭にも申し上げました通り、所得倍増計画の推進にあたりまして、科学技術の振興ということが根幹的な重要事であるという認識はだれにも劣らない程度に持っておるつもりでございます。

○矢嶋三義君 ところで、池田科学技術庁長官の御見解も承っておきたいと思うのですが、この科学技術振興に対する認識ですね、これが適正であるかどうかということが法律作成に当たっても、あるいは予算編成に当たってもきわめて重要だと思っております。この点について現段階におけるわが国の現状を科学技術庁の長官としてはいかように見ておられますか、お答え願いたい。

○國務大臣(池田正之輔君) これは閣内におきまして、あるいは院内におきまして、それぞれの方々の御認識の問題でもあると思いますが、少くとも私が見まして、今度の科学技術者養成という立場から切り離して見ますと、これはまことに不満足であるとはっきり申し上げられると思えます。

○矢嶋三義君 そこで、次に内閣の代表としての官房長官に伺いますが、三十五年の十月四日に科学技術会議から、「十年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方針について」に対する答申というものが出ておりますが、これは岸さん当時に諮問して、池田内閣になって答申がなされたわけですが、この三十六年度の予算を編成するに当たって、この答申になるものはいかように取り扱われたのか、池田内閣のこの答申に対する基本的な態度というものを伺いしておきたい。

○政府委員(大平正芳君) 予算編成方

針におきまして、また総理大臣の施政方針演説におきまして、科学技術の振興につきましてはその答申を尊重して、その線に沿ってやるという趣旨のことが述べられておるわけでございまして、その答申が出ました場合、科学技術庁の方から詳しく御説明をいたさしまして、これを尊重して参るといふことはたびたび申し上げておりますし、その考え方に変わりはないと思っております。

○矢嶋三義君 では、その答申を承っておりますが、次に、たゞいまの答申に対する質疑をさらにいたします。次に、経済企画庁の政務次官がお見えになっていないようですから、山下参事官に伺いますが、所得倍増計画を立案されたのは経済企画庁ですが、これに即応する教育計画というものはどうなっているか、御見解を持たれ、また政府内部に對していかような意見表示をされたか、大臣にかわってお答え願います。

○説明員(山下實君) 所得倍増計画の性格につきましては、先ほど官房長官から御説明がありました通りでございます。まして、今後のわが国の経済の発展の機動力をなすものは人の問題という深い認識を持ってこの計画を作ったのでございます。換言いたしますと、これから経済の高度の成長を維持し、また、産業構造の高度化というものに對するため、あるいはまた一方において予想されます生産年齢人口の減退、これは十年くらいしますと、生産年齢人口がにわかには減退する傾向でございまして、そういう事情を勘案いたしますと、どうしても労働の質あるいは量というものを確保する必要がある。そういう意味で非常に今度の計画

では重視されておる点でございます。で、そういうすぐれた科学技術者の数をどれくらい確保しなければならぬかという点につきましては、今後新たにいわゆる科学技術者、これは大学卒業程度のものをさしてありますが、これがおよそ十七万人、工業高校卒業程度の技術者が約四十万人、さらに技能訓練によりまして充足すべきいわゆる技能者数が約六十万人というふうな推定されております。このような技術者の充足のために、大学の理工学関係の定員あるいは工業高校の定員の計画的な増加をはかる必要がある、また、技能者につきましては、公共の職業訓練機関の拡充あるいは企業内の技能訓練の実施というものによりまして、これを強力に推進する必要があるというふうな指摘しておるのでございます。そこで、昭和三十六年度の予算におきましては国立及び公立大学の定員が約二千名増加、正確に言えば千九百五十五人と承知しております。それから私立大学が約一千人、正確には千八百五十五人と承知しておりますが、合計約三千人の理工系大学の定員が増加することになっておるわけでございましてこのほか公共機関で行ないます技能者養成数も、前年に比べまして五千人ほど増加されることになっておりまして、これらの態勢を見ますと、所得倍増計画で示されております技術者あるいは技能者の養成計画の方向というものに大体沿ったものであるというふうに私どもは見えておるわけでございます。

○矢嶋三義君 重ねてお伺いします。経済企画庁としては、この所得倍増計画は官房長官が申されるように、これは構想である、一応の目標で、目安であるとしても、技術者というものは速成ができないわけですから、計画的に体系的に年次計画を持って育成していかなければならぬ、これは各国でもさうに、先進国で実施しておることです。その点この答申ですね、昨年十月四日の答申で、この答申の主旨は、技術者、技能者の人材養成というものに大きな柱がある、こういう認識を持たれ、今後の経済計画を立てられるとともに、閣内においてはそういう主張を経済企画庁としてはして参った、かように了承してよろしいわけでございますか。

○説明員(山下實君) 第二番目の質問からお答えいたしますけれども、全く御指摘の通りでございます。今回の所得倍増計画の特徴の一つとしてよく言われておりますことは、従来の長期経済計画はやもすると物的な生産というところに重点を置いてきたらうみがありましてに比べて、今回の計画はいわゆる社会公共資本充実、それと人間の問題、従来は教育なら教育というもので、あまり経済ということのつながりが、密接な考慮なくして取り扱われたことがあったのに対して、今回は長期の経済計画という観点から、これはきわめて重要な点であるということ深く認識をいたしまして取り上げたということが、一つの非常に重要な特徴と言われているわけでございます。で、第一番目の問題につきましては、倍増計画は官房長官もおっしゃいましたように、一つの大きな今後の長期経済発展のための方向を示したものでありまして、約十年間ぐらいに所得を倍増するためには、いかなる

政策を遂行すべきであるかということをお大まかに示している。この計画のうちにはいわゆる年次計画というものを盛っておりませんし、この計画自体が年次別にどういふことをやっていくということを書いておりません。年々の計画は官房長官もおっしゃいましたように、そのときどきの情勢に従いまして、各省関係の方々が協議しながら、具体的にこの計画の趣旨を尊重しながらやっていくというふうな了解しております。

○矢嶋三義君 あなたは大臣でも政務次官でもないわけですが、答弁者がおいでになっていないからお伺いするんですが、もう一回お伺いしまして他の問題に質問を移していきますが、参事官、あなたの信念に基づき答弁を私に要請しておきますよ、それはね、あなたの答弁はあなたの私的質疑と関連してきますから、信念に基づいて正直な答弁をしてもらわなければならぬ。その点は、池田科学技術庁長官の三月十一日付の文部大臣への報告、その内容はごもっともな報告という経済企画庁としては認識に立つか、それとも別の認識を持っておられるか、経済計画を立てられた責任官庁としては、その人材養成の角度からどういふ認識をもってその報告を見ておられるか、責任ある答弁をお願いしたい。

○説明員(山下實君) 実はまことに申しわけないことですが、この科学技術庁長官から文部大臣あてのこの報告、今までよく拝見しておりました。先ほど資料を入手いたしましたので、ちょっと見る状態でございますので、詳しく……あるいは当たらない点があるかもしれませんが、大体十七万、計

画の中で十七万人不足があるというのに對しまして、今回の予算措置をもつては、それに遠く及ばないのではなからうかという御趣旨のように承りますけれども、その点は確かにそうであると思ひまして、できるだけ早い時期に十七万人の不足を埋めるように政府として努力する必要があるということとは同感でございます。

○矢嶋三義君 官房長官、私はあなたの責任を追及しますよ、これね、山下第一政府委員に私は今忍んで伺つたわけですが、これ以上の答弁を要求することは無理だと思ふ。しかし経済企画庁がこの勧告文を検討していないという点は怠慢ですよ。野党がおとなしくしているからであるけれども、この勧告と予算案とは密接な関係があり、これは予算案の修正、撤回を要求してもしかるべき内容のもので、これは内閣としてもきわめて重要な問題です。当然、閣議において慎重に検討されなくちゃならぬ内容です。ましてや経済企画庁の庁議において、この池田長官から出た勧告なるものを検討して、そして庁議として意思決定をして、そして経済企画庁長官は閣議において発言するくらいな関心と意欲がなくて責任を果たしたと言えますか。山下参事官の今の御答弁では、十分検討していないで、今拝見しましたと、どう思ひますか、官房長官。また、勧告を出された池田長官としても非常に心外だと思ふんです。これを出されて、経済関係である経済企画庁長官が庁議で検討もさしてないという点についてどういふ感じを持たれますか、内閣はそれで連帯責任を国民に負えますか。まことに私は心外ですが、まあ

これは一政府委員ですからね、これ以上答弁を求めることは無理だと思ひますけれども、しかし、さっきの答弁から言つて、私は内閣を代表しての官房長官の責任を追及する。その所見と勧告者としての池田長官の御所見も承りたいと思ひます。

○政府委員(大平正芳君) 去る十一日の池田科学技術庁長官の文部大臣に対する御勧告は承知いたしております。がしかし、この御勧告はまだ池田大臣から、荒木大臣からも閣議にお話がございまして、閣議のレベルの話にはまだなっておりません。私が承知いたしておりますことは、この御勧告を受けた文部省……。

○矢嶋三義君 それはそうとして、大へん失礼ですけれども、経済企画庁の庁議で協議していないというようなことにいつてどうお考えになりますか。

○政府委員(大平正芳君) 今、文部省と科学技術庁との間で、この御勧告に關連いたしまして御検討が続いておると承知いたしております。そして、それが発展いたしまして各省関係の御討議を願うというやうな段階になりまして、私どもとしてもそのやうに勧奨して参りたいと思ひますが、ただいまのところ、問題は文部省と科学技術庁との間で検討が進んでおると承知いたしております。

○國務大臣(池田正之輔君) この問題につきましては、あまり僕から発言したくないのですけれども、卒直に言つて……。

○矢嶋三義君 発言して下さいよ、念のためです。

○國務大臣(池田正之輔君) 各省を見まして、企画庁長官は私個人的に話し

てもおりますから、わかつておるだらうと思ひます。わかつておるはずだと思ひますが、各省に私どもの方から勧告を出すと同時に、書類は各関係役所に送つております。それを企画庁が検討しなかつた。議会で忙しのもあるでしょうけれども、同時に、一体このごろの官僚というのはそういう傾向があります。これはぜひともお互いに直さなきゃならぬ、そう思つております。

○矢嶋三義君 官房長官、予算編成についてこれを尊重したと言われます。これは人材養成を主柱にしているというこゝも経済企画庁長官も認めていゝる。ところが大学の卒業生に、今このあとで数字をあげて質問していきまゝが、大学卒業生についても、工業高等学校卒業生についても、この答申とはばいぶんずれておりますよ、この予算案に提示されているのと。ある意味から言つたらだめです。ほんとうにあなた方が、こういうやうに経済が拡大され、所得増進計画がレールに乗つていつたらどうするのですか。技術者、技能者はこの答申は少し尊重されていゝのです。そこにポイントを合はしての科学技術庁長官の勧告ですよ。当然、経済計画を立てられた経済企画庁としては真剣に討議されなくちゃならぬですよ。文部省においても当然でしよう。少なくとも経済関係懸案会ぐらゐに持ち込んでいなければ意味なさないのです。池田内閣の義務大臣が一つの法に基づいて勧告をなして、のろしを上げた。他の大臣諸公はこれを冷やかな目で見てゐる、われ閣せつというやうなことで、それでは内閣というものは立法府に對して、ある

いは國民に對して責任とれますか、大平さん。これだけ言えばわかつておるから、あえてあなたの答弁求めません。科学技術庁長官に伺ひましよう。科学技術庁長官、この科学技術庁設置法の第十一条第五項に、長官は云々とあつて、「内閣総理大臣に對し当該事項について内閣法第六條の規定による措置がとられるやう意見を具申することができる」、あなたは勧告書を出された。ところが、まだあと聞きますが、文部大臣との間で意見も一致しないで平行線である。関連責任官庁である経済企画庁でも、庁議でこれを検討すらしてゐない。こうなればあなたはあなたの信念に基づき、また、科学技術庁の責任大臣として、この第十一条の五項に基づいて内閣総理大臣に措置がとられるやうに意見の具申をすることが適切だと思ひますが、いかがでありますか。

○國務大臣(池田正之輔君) これは御承知のやうに、四項で、今五項のことをおつしやいましたけれども、その前の段階で、十一條の四項で御承知のやうにその報告を求めるといふのがあります。これは若干それと考へなければならぬことではないかと私は思つております。それは何となれば、若干御説明申し上げましたけれども、私が勧告を出しました趣旨は、勧告文にもありますやうに、文部当局の努力次第によつては、予算と関係なしに増員できるはずなんです。それを文部当局があえてなそうとしない。そこに私の意見があるのです。主張があるのです。これは予算と関係なしにいける。ですから、文部当局から、これからどういふ措置をとられるのか。ただし、そんなことをやつておるとその時期を失します。

をやっておるとその時期を失します。時期を失すると、この三十六年度ではそれ以上、今、文部省が出してゐる数字以上にはふえないという結果になりますから、そのことはこれから計画に大きな支障を來たす、これは私として、私の立場からして懸念することができないという意味で私は勧告を出したので、若干余裕を見まして、文部当局がどうしてもわからなければ次の手を考えなければならぬ、かやうに思つております。

○矢嶋三義君 結局、責任大臣としては次のやうな立場に立つておるといふことですね。科学技術庁設置法第十一条第四項に基づいて勧告を受けた文部大臣の報告を近く求める。その内容次第によつては第五項によつて内閣総理大臣に措置がとられるやう意見を具申する、こゝういふ決意であるといふことですね。

○國務大臣(池田正之輔君) 決意はまだ少し早いでしやうが。

○矢嶋三義君 お考えですね。

○國務大臣(池田正之輔君) 文部大臣はさうばか人ではないので、賢明な人ですから少しはわかつてくれるだらうと思ふのですが、ただ、文部大臣を取り巻く文部官僚がわからないのが多いので、どうも文部大臣は少し頭がぼやつとしておるのではないかと、さういふ意味で私も若干決意が鈍つておる、こゝういふことです。

○矢嶋三義君 質問を続けますが、二月二十一日に、私は文部大臣とあなたとおそろいで科学技術の問題について質疑した場合に、池田國務大臣は非常に遠慮した答弁をされておるのですけれども、日本の文教政策が若干欠陥が

あったのじゃないか、その結果、今日の
のような事態が起こったのではないかと
思う。そうして「いわゆる科学技術
者の養成という立場から若干検討しま
して、意見が出したが、場合によつて
は文部当局に注意を喚起する何かの
方法もあるだろうと思います。あるい
はまた文部大臣とひざつき合せて話
し合つて、これはお互い国家のため
で云々、こういうふうに速記に残して
おるのです。これは二月二十一日で
す。で、三月十一日に報告が出された
のです。という事は、相当、科学
技術庁としては長期間にわたつて検討
すべきだと思ふのです。文部官僚と
も文部大臣ともひざつき合せて話し
なければ、事が急であるにかかわらず、
なかなか問題が進展しない。従つて、
かんにん袋の緒を切つて報告を出
した。こういうことのようにとれるの
ですが、それでございませうか。それと
文部官僚云々というのは衆議院でも盛
んに言われておりますが、文部官僚と
いうのはどういふ点が直されなければ
ならぬようにお考えになつておるか、
あなたの感じを一つ承つておきたいと
思います。

○矢嶋三義君 次に承ります、大臣
としては、科学技術関係の三十六年度
の予算、またこの表裏の関係にある法
律には会心の策というお考えを持つて
おられないのだと思われるような感じ
がするのです。若干、この科学技術

庁関係の予算等について十分の責任は
自分には負えないというような御見
解、気持ちでいらつしやるような感じが
するのです。これは御無理もないと思
う。あなたが科学技術庁長官に就任
されたのは昨年の十二月八日です。な
だから、もうそのころはこの概算要求
等も固まつてしまつた後でしてね。そ
れだけに最初から提出された法律並び
に予算を手がけた事情にないだけに、
これでは自分は十分責任を持ってない、
会心の策でない、こういう御心境にあ
られるのじゃないかと思ふのですが、
率直のところはいかがですか。

○矢嶋三義君 官房長官に伺います。
第一次池田内閣が成立したのが三十五
年七月十九日です。そうして文部大
臣の荒木さんが原子力委員長と科学技
術庁長官とを兼任されたわけですね。
その間に所得増進計画が作られ、十月
四日に、こういう一年半にわたる研究
の成果として答申がなされたわけだす
ね。それで、八月ごろから三十六年度
の予算の概算要求の積み上げがなされ
たわけですね。その間における荒木文
部大臣の職務執行というものは十分で
ないものがあつたのではないかと、私は
ここに非常に問題があると思ふのです
ね。ひいてはこれは内閣の責任だと思
ふのです。その間に原子力委員会等
も十分開かれなかつた、科学技術会議
も開かれなかつた。だから池田内閣の
政策とマッチした科学技術振興に必要
な予算の編成が十分にできなかった。
それで、この中途から池田科学技術庁
長官が引き継がれて、不満足ながらも
是正できずに参つたということが、本

日ここに勧告の形で具体的に現われて
おる、これは内閣として責任があると思
ふのですが、どういふ御見解です
か。

○政府委員(大平正秀君) 第一次池田
内閣におきまして文部大臣と科学技術
庁長官を御兼任いただいた趣旨は、こ
の基礎研究が大学の場において大学の
主力になつておるといふ実情から、科
学技術庁長官と文部大臣とは同一人で
御処理いただいた方が科学技術振興の
上において役立つのではないかとこの
認識に立つておつたのでございませう。
ところが、内閣ができてから、やは
り科学技術庁長官は御専任でありた
いという趣旨のお申し入れが各方面か
らございまして、また、文部大臣が
ローパーの仕事が非常にお忙しい事情も
あるようだとおつたことで、第二次の組
閣に当たりましてはその趣旨に沿つて
選任するということになつたわけでご
ざいます。その荒木文部大臣として御
兼任の時代に科学技術の振興について
の仕事の懈怠されておつたとは思ひ
ませんが、事情は今申し上げたよう
な趣旨で専任にいたしました、こういう
ことでございませう。

○矢嶋三義君 責任問題には触れられ
ないのですが、責任があります。そ
れを質問していると時間がかります
から質問を続けませんが、若干内容につ
いて伺ひますが、池田国務大臣は、先
ほど、三十六年度の予算に關係なくて
自分の勧告した趣旨は生かされていく
のだと、こういう御答弁をなされてお
ります。確かにあなたの勧告の中に
は、昭和三十六年度を含めてさらに大
幅な増員計画について早急に再検討し
云々と、こういうふうに勧告されてい

るわけですね。三十六年度の予算案に
影響を及ぼすことなくやれるというの
は、どういふ点をお考えになつてい
らっしゃいますか。

○政府委員(大平正秀君) 先ほど申し
上げた通り、この問題は科学技術
庁と文部省の間で今検討されておると
承知いたしております。私どもの方
に正式にまだ御詮議がございませぬ。
ただ、私は職掌柄その間の経緯はいろ

いろ伺つておりますので、池田科学技
術庁長官の勧告の御趣旨は文部省もよ
く体しておられると思ひます。この政
策の実施の手段、順序その他につきま
して若干の見解の相違がまだ解消され
ていないのではないかとと思ひます。し
かも、その方向に文部省も科学技術
もお考えになつておる方向は一致して
おると承知いたしております。

○矢嶋三義君 文部大臣並びに文部政
務次官はお見えになつていないわけ
ですが、小林大学学術局長と福田管理
局長はお見えになつていない。それで
御答弁をわざわざしたいと思ふので
が、あなたの方文部官僚は大体けし
かぬといふことなのですが、話しても
一向聞き入れない、それから国立だけ
考へて公立、私立について協議もしない
し、計画にあまり考へていない。それ
が事実だとすると、私は重大だと思
ふのです。十年後に理工科系の大学卒
生が約四十五万人不足とすれば、これ
は国立で幾ら充足するか、公立あるい
は私立で幾ら充足するかという計画を
立てて、それに即応した法律的、予算
的措置が計画的に、体系的にとられて
いかなくちゃならぬと思ふ。そういう
点で、科学技術庁長官の答弁を承ると
私は事は重大だと思ふんですがね。あ
なたの方お二人も、文部大臣にかつて
答弁していただきたいと思ふのです。

○矢嶋三義君 官房長官、所管大臣が
それだけの見通しと信念をもつてこの
主張されていることは、内閣の取りま
とめてやるべきことではないですか、
あなたはこういう御見解でやつておら
れますか。

○政府委員(大平正秀君) 先ほど申し
上げた通り、この問題は科学技術
庁と文部省の間で今検討されておると
承知いたしております。私どもの方
に正式にまだ御詮議がございませぬ。
ただ、私は職掌柄その間の経緯はいろ

いろ伺つておりますので、池田科学技
術庁長官の勧告の御趣旨は文部省もよ
く体しておられると思ひます。この政
策の実施の手段、順序その他につきま
して若干の見解の相違がまだ解消され
ていないのではないかとと思ひます。し
かも、その方向に文部省も科学技術
もお考えになつておる方向は一致して
おると承知いたしております。

○矢嶋三義君 文部大臣並びに文部政
務次官はお見えになつていないわけ
ですが、小林大学学術局長と福田管理
局長はお見えになつていない。それで
御答弁をわざわざしたいと思ふので
が、あなたの方文部官僚は大体けし
かぬといふことなのですが、話しても
一向聞き入れない、それから国立だけ
考へて公立、私立について協議もしない
し、計画にあまり考へていない。それ
が事実だとすると、私は重大だと思
ふのです。十年後に理工科系の大学卒
生が約四十五万人不足とすれば、これ
は国立で幾ら充足するか、公立あるい
は私立で幾ら充足するかという計画を
立てて、それに即応した法律的、予算
的措置が計画的に、体系的にとられて
いかなくちゃならぬと思ふ。そういう
点で、科学技術庁長官の答弁を承ると
私は事は重大だと思ふんですがね。あ
なたの方お二人も、文部大臣にかつて
答弁していただきたいと思ふのです。

るか、事務当局としてですね、そういう角度からお答えいただきたいし、また、当面、三十六年度の予算は本院で審議中でありますが、その予算と関係なく、その予算を修正することなく、科学技術庁長官の勧告の趣旨が生かされる道が十分あると、こういうお言葉ですね。あるとすれば、私はやるべきだと思ふ。それがやれるのかやれないのか、どういふ見解を持っておられるのか、大学学術局長としてお答えいただきたいし、また、福田管理局長は私学の担当でありますから、私学審議会等もあるわけですが、この私学審議会においては、私学の重要な案件について協議することになっているわけですが、どういふ過去において協議がされ、現時点においてどういふ意向に私学審議会はあられるのか、最近これらの問題について正式に私学審議会として意思表示をされたことがあるのか、ないのかあるいは今後されようとして今研究段階にあるのか、所管局長としてそれぞれお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 三月十一日に科学技術庁長官から御勧告をいただいたわけでございます、それにつきましては、文部省としては直ちに関係者集まりまして、いろいろ検討をいたしましたわけでございます。この勧告の御趣旨は、要するに所得倍増計画を達成するために十七万人の理工系技術者を必要とするが、現在の一万六千人計画ではその半数を満たすことも困難である、従つて、もっと大幅な増員計画を検討して科学技術者の確保をはかると、こういうことでございまして、この御趣旨につきましては文部省といたしましても賛成でございます。

文部省といたしましては、御承知のようにならうに一万六千人計画に基づきまして、これは平年度で、一万六千人計画を実施いたしますれば国立の一万六千人、私立の六千人ということをやっておりますが、国立の一万六千人に対しては、一応平均的にこれが進行するものといひますれば、千三百人程度でいいわけでございますが、それをさらに上回つて明年度増募することにした上回ります。しかし、こういうようなことではなお十分でございまして、今後この一万六千人計画をできるだけ初年度の方に文部省としては繰り上げ実施をすることにしたい、早期に繰り上げまして、それによつてできるだけこの不足数を多少なりとも解消するよう努力をいたしたいと思つております。それについてのあらゆる方策をとる考えでございます。なお、私学の協力につきましては、これは従来から、私学の協力なしにこつこつと科学技術者の計画的養成はできないものでございまして、いろいろとお願いはいたしておるわけでございますが、文部省として、私学側の、あるいは科学技術庁の御指導にございまして、十分に十分であったかと思ひます。今後はこの点につきましても、文部省としてさらに注意をいたしまして、この一万六千人の計画、これはまあ十七万人に比べて十分でございまして、これを達成するためには、何とかして私学の積極的な御協力をいただくように対策を立てたいと思つてゐるわけでございます。なお私どももいたしまして、三十六年度予算を修正せずに増募計画をさらに拡大するということについては、いろいろ困難な問題もあるう

と思ひますが、私学側とも相談いたしまして、よい方策があれば取り入れて参りたいと思つてゐるわけでありま

す。

○政府委員(福田繁君) ただいま大学学術局長からお答え申し上げました通りでございますが、養成計画自体につきましては、一応、国公立全般の問題として、大学学術局で担当いたしておりますが、私の方は私立学校の担当の窓口といたしまして、この養成計画が始まります昨年の九月であつたと記憶いたしておりますが、九月の二十日前後から、私立大学関係には私立大学振興対策委員会というのでございまして、従来からある会でございますが、そこでもつて将来の増募計画等についても十分検討して、そして予算化することの必要なものにつつきましては予算を要求するというような態度をとつておりました、昨年の九月の二十日前後には、数回にわたつてこの問題は検討いたしましたのでございまして、その当時はまだいろいろ私学関係につきましても、将来の構想というものがあま

りはつきりはいたさなかつたのでござい

な問題が生じてくれば、これはまたそのつど検討いたすことにいたしましたも、三十六年度においては、一応国立、私立の増募計画というものは、この程度でよろうというふうな関係できたわけでございます。従つて、今後予算を伴わずに、もし増募ができるといふような方法がございすれば、これは一つ私立学校関係の協力をさらに積極的にしていただく意味におきまして、十分な検討をして参りたい、こう考えている次第でございまして、私どもとしては私立大学審議会ではこの問題は正式に取り上げておりません。と申しますのは、今申し上げましたような私学団体の方の私立学校振興対策委員会というところで、この問題を取り上げておりますので、取り上げておりませんけれども、話題としては一、二回出たと記憶いたしております。従つて、今後の問題につきましては十分そういう連絡を緊密にしながらやつていきたいと考えている次第でござい

す。なお最近におきまして、私立学校関係の今申し上げました対策委員会においては、いろいろ案を検討されてい

るようでございまして、そういう面について十分今後参考にして研究して参りたい、かように考えております。

○矢嶋三義君 大蔵政務次官に伺いた

と思ひますが、この科学技術者の養成計画に基づく各省庁の概算要求です

ね、これについては削減されたのか、

それともこれは予算査定の場合にはあ

も含めて八・五%になっております。イギリスは四・二%、そういう比率でございまして、本年度の三・五%というのは決して諸外国に比して劣っているというふうには考えておりません。

○矢嶋三義君 何を予想して準備されたのかわかりませんが、そういう数字でございまして、私に私からぬと思うのです。科学技術の施設設備の体系が整って先進国と、これからスタートしていくとする日本と、そういうとり方で比べて大丈夫なんというの、とんでもないことだと思ふのです。国民所得に対する比率なんかからいって比較になりませんよ。フランスは最近核保有国になったのですけれども、フランスあたりの過去六年間の力の入れ方というものは、現在の日本のそんなものじゃないですよ。そういう数字でございまして、

たけれども削減されたのか、されないのか。それから、佐々木主計官に伺いますが、削減したのか、しないのか。今後こういう計画のもとに三十七年度の概算要求が出てくれば、上司の意を体して削減しない方針で臨まれるのか、臨まれないのか、事務当局の御答弁をそれぞれ伺いたい。

な点で不一致の点はございますが、文部省としては、できるだけこの四十四万人に近い数字を充足するように計画を立てておるわけであります。

要求に對しまして千七百九十人、若干な数字は固まっておりますので、文部省としては一応の試算は先ほど上げられておるわけでございますが、大蔵省として別にそれをのんでおるわけではございません。早急にそういう空白を埋めたいというふうな予算の査定努力を今後いたしていきたいというふうに考えておる次第でございます、簡単に申せば。

で、三十七年度以降は実はまだ具体的な数字は固まっておりますので、文部省としては一応の試算は先ほど上げられておるわけでございますが、大蔵省として別にそれをのんでおるわけではございません。早急にそういう空白を埋めたいというふうな予算の査定努力を今後いたしていきたいというふうに考えておる次第でございます、簡単に申せば。

○政府委員(小林行雄君) この一万六千人の拡充養成計画、これは十七万の不足に對するものとして文部省では考えておりますが、これは確かに十年間に約十七万人の不足数が推定されるわけではございますが、文部省といたしましては、これを全部十年間に充足するということは、たとえば教官数の問題、あるいは施設設備、その他財政関係、いろいろなことと勘案して、非常に困難と実は考えたわけでございまして、従って、四十五年度における必要数、それと現在の理工系卒業生の供給数との差を不足数と一応推定いたしました。一万六千人といたしましては、

○政府委員(佐々木達夫君) お答え申し上げます。科学技術振興策、これは先ほど政務次官からもお話しになったように、来年度予算の非常に重要点でございます。従いまして、私どもは非常に重点を置いてこの予算の査定をいたしました次第でございます。そこで、今問題になっております十七万人計画と、四十四万人不足という実態ですが、これは国民所得増進計画、先般の科学技術会議の答申その他の基礎資料として出ておりますが、簡単に申し上げますと、今の十七万人計画というのは、

○矢嶋三義君 官房長官はお忙しいようですから、官房長官に關連のある質問を先に終わります。この火急の問題ですが、文部省にお伺いしますが、予算に關係なく池田長官はやられると言われているわけですね。今、何ですか、私立大学から申請のあつていので保留しているようなのがあつていらないですか。それを、保留しているのを許可、承認すれば若干解決できると、こういうふうには長官はお考えになっておられるのじゃないかと思ふのですが、そういうことはあるのかないのか、その科学技術庁との間の話し合いはどういうことになっておるのか、お答えいただけますか。

○矢嶋三義君 官房長官に關連のある質問を先に終わります。この火急の問題ですが、文部省にお伺いしますが、予算に關係なく池田長官はやられると言われているわけですね。今、何ですか、私立大学から申請のあつていので保留しているようなのがあつていらないですか。それを、保留しているのを許可、承認すれば若干解決できると、こういうふうには長官はお考えになっておられるのじゃないかと思ふのですが、そういうことはあるのかないのか、その科学技術庁との間の話し合いはどういうことになっておるのか、お答えいただけますか。

で、三十七年度以降は実はまだ具体的な数字は固まっておりますので、文部省としては一応の試算は先ほど上げられておるわけでございますが、大蔵省として別にそれをのんでおるわけではございません。早急にそういう空白を埋めたいというふうな予算の査定努力を今後いたしていきたいというふうに考えておる次第でございます、簡単に申せば。

○矢嶋三義君 高等工業学校はどうなんでしょうか、四十四万人充足できるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 初級技術者の四十四万人につきましては、これは今後の高校急増対策の一環といたしまして、文部省として計画を立てておりまして、この数についてまだいろいろ

○矢嶋三義君 官房長官に關連のある質問を先に終わります。この火急の問題ですが、文部省にお伺いしますが、予算に關係なく池田長官はやられると言われているわけですね。今、何ですか、私立大学から申請のあつていので保留しているようなのがあつていらないですか。それを、保留しているのを許可、承認すれば若干解決できると、こういうふうには長官はお考えになっておられるのじゃないかと思ふのですが、そういうことはあるのかないのか、その科学技術庁との間の話し合いはどういうことになっておるのか、お答えいただけますか。

○矢嶋三義君 官房長官に關連のある質問を先に終わります。この火急の問題ですが、文部省にお伺いしますが、予算に關係なく池田長官はやられると言われているわけですね。今、何ですか、私立大学から申請のあつていので保留しているようなのがあつていらないですか。それを、保留しているのを許可、承認すれば若干解決できると、こういうふうには長官はお考えになっておられるのじゃないかと思ふのですが、そういうことはあるのかないのか、その科学技術庁との間の話し合いはどういうことになっておるのか、お答えいただけますか。

で、三十七年度以降は実はまだ具体的な数字は固まっておりますので、文部省としては一応の試算は先ほど上げられておるわけでございますが、大蔵省として別にそれをのんでおるわけではございません。早急にそういう空白を埋めたいというふうな予算の査定努力を今後いたしていきたいというふうに考えておる次第でございます、簡単に申せば。

○矢嶋三義君 高等工業学校はどうなんでしょうか、四十四万人充足できるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 初級技術者の四十四万人につきましては、これは今後の高校急増対策の一環といたしまして、文部省として計画を立てておりまして、この数についてまだいろいろ

○矢嶋三義君 官房長官に關連のある質問を先に終わります。この火急の問題ですが、文部省にお伺いしますが、予算に關係なく池田長官はやられると言われているわけですね。今、何ですか、私立大学から申請のあつていので保留しているようなのがあつていらないですか。それを、保留しているのを許可、承認すれば若干解決できると、こういうふうには長官はお考えになっておられるのじゃないかと思ふのですが、そういうことはあるのかないのか、その科学技術庁との間の話し合いはどういうことになっておるのか、お答えいただけますか。

○矢嶋三義君 官房長官に關連のある質問を先に終わります。この火急の問題ですが、文部省にお伺いしますが、予算に關係なく池田長官はやられると言われているわけですね。今、何ですか、私立大学から申請のあつていので保留しているようなのがあつていらないですか。それを、保留しているのを許可、承認すれば若干解決できると、こういうふうには長官はお考えになっておられるのじゃないかと思ふのですが、そういうことはあるのかないのか、その科学技術庁との間の話し合いはどういうことになっておるのか、お答えいただけますか。

で、三十七年度以降は実はまだ具体的な数字は固まっておりますので、文部省としては一応の試算は先ほど上げられておるわけでございますが、大蔵省として別にそれをのんでおるわけではございません。早急にそういう空白を埋めたいというふうな予算の査定努力を今後いたしていきたいというふうに考えておる次第でございます、簡単に申せば。

と出ております大学の設置基準を緩和する、引き下げるといふようなニュアンスの文章がありますが、これは私は間違つておもうのだね。内閣としてどういふ見解か、これは重要なことから私は聞いておきたいと思うのだがね。これだけ科学、教育、文化、學術が進歩する時代に、大学の設置基準を安直に引き下げたり緩和したりはすべきじゃないと思う。そういうことでなくて何か解決する、今、文部省の局長が申されたようなことで解決する道があれば、新学年度を控えているのですが、早急に關係大臣の意見を調整して解決すべきだと思うが、官房長官の御所見を伺いたい。

○政府委員(大平正芳君) 文部省と科学技術庁の間で御調整中だということには前にも申し上げた通りでございます。文部省にも科学技術庁にもそれぞれ御専門の知能がおられますので、こういう方々で十分、大事な問題でございいますから御協議願ひまして、御調整がつくことを期待いたしております。これが非常におくれまして、不当におくれるというようなことがございしますれば、私どもの方でこれを督促して参るに決してやぶさかではございませ

ん。
○矢嶋三義君 ケネディ氏が大統領になつて、アメリカで教育の特別教書を發表されている。私は大使館から送つてきたその印刷物を読んで感心しましたよ。池田内閣は所得倍増、経済拡大政策を推進して、これを責任をもつてなし遂げるという意欲に燃え、その政策を推進する以上は、それに伴う教育計画といふものを十分立てて、ケネディ氏のその意向をまねるわけじゃないけれども、教育に対するこの国家の投資といふものをもう少し大幅に増額し、根本的にそういう教育投資という考え方を政治の面に打ち出していくべきじゃないかと思うのです。この点について官房長官並びに大蔵政務次官はどういふ見解を持たれるか、基本的な問題でありますからお答えをいただきたい。

○政府委員(大平正芳君) 原則としてお考えに賛成です。ただ、投資いたします以上は十分効率を發揮せねばなりませんから、ただいま佐々木主計官からもお話がございましたように、教育効果が上がるように、りっぱな技術者ができるように政府として監督すべきだと思ひます。与えられた条件のもとで隘路をどう具体的に打開していくかというところに私どもの苦心があるわけでございます。その点御了承をいただきたいと思います。

○政府委員(田中茂穂君) ただいま御指摘のケネディ氏の例を引かれましたが、わが国としましてはその点はやはり考えるべき点だと思つております。でありますので、財政の許す範囲内におきまして、できるだけ研究施設その他に国家は投資しなければならぬと、かように考えております。

○矢嶋三義君 政務次官の答弁はだんだん大臣答弁に近づきよる——官房長官、もう二点伺つておきますがね。池田内閣の池田科学技術庁長官のあの勧告をあなたは支持しているものと思うのですが、いかがですか。それとも何ですか、とんでもない、あんな勧告を出してくれなというふうな見方をしているらっしゃるのですか、いかがですか。
○政府委員(大平正芳君) 科学技術庁

長官の御熱意、十分敬意を表しております。
○矢嶋三義君 支持しているのですか。

○政府委員(大平正芳君) 技術庁長官のねらう方向に對しましては全幅の支持を惜しまぬつもりでございます。

○矢嶋三義君 お忙しうございますが、あとで池田長官にお伺ひするので、この池田長官の勧告からいへば三十六年度の予算は私は修正せにやならぬと思うのですよ。あんまり僕はきょう火をつけようと思ひぬのですけれどもね。これは三十六年度を含めたさら大幅な増員計画云々とあれば、緊急にこのこともまあ表現されているわけですが、当然その三十六年度の予算は私は修正せにやならぬと思うのです。それがこの段階においてできぬとあれば、せめてこれは全幅的にこの方針を支持しているならば、補正を早期に組むべきだと思ひます。きょう三公社五現業の裁定を閣議はのまれたさうですね。これは補正予算を早急にに出されるのだと思ひます。あとでなく早急に私は出されるのだと思ひます。そうなれば、この池田長官の勧告の趣旨に沿つた予算補正を私はすべきだと思ひます。それがこの答申を尊重し忠実なゆえんでもありますよ。これはあとは数字的に言ひます。これは決して尊重されてないのになつていないのです。その補正予算の点についてはいかがですか。

○政府委員(大平正芳君) 先ほどからる御説明がありましたように、今の与えられた条件のもとにおきまして、文部当局としては最善の予算を組んだ

つもりであります。大蔵当局におきましても、教員の充足その他を勘案した上で可能な限りやつたつもりであるというお話がございました。で、私どもは三十六年度における所得倍増計画第一年度の計画としてはベストなものと考えて今の予算案を出してあるつもりでございます。で、問題は池田長官の御勧告を三十六年度において予算補正の形でやるかどうかということにつきましては、池田長官と荒木大臣との間におきまして、そういうことを求めておるわけではない、問題は、三十六年度予算に關係なく、公立、私立の系統におきましてさらに開発すべき余地があるかどうかというところが問題点だと承知いたしております。この点につきましては、先ほど申しました通り、科学技術庁と文部省の方で御協議中と、そう承つておるわけでございます。

○矢嶋三義君 それなら科学技術庁長官に伺ひますが、予算を伴わないでできる面もある——私学関係ですね、福田局長も言つたように。しかし、予算を伴わなければできない面もこの勧告にあるわけですね。あなたも日本人だから日本語でいひましょうから、これはあなた、この勧告を読んだら当然そうですよ。私学からのいろいろの申請で保留してある件で、予算を伴わないで強化することができない面もある。しかし、予算に計上してないからそれに對する助成はできない点があります。そういう面と予算を伴わなければできない面があります。勧告には、昭和三十六年度を含めてさらに大幅な増員計画について早急に再検討され、必要数の科学技術者の確保をはかれるよう

勧告するとありますが、予算修正をしなければできませんよ、両面を含んでおるわけでしょう。だから百歩を譲つても、予算を伴わぬ面でも荒木君やつてほしいと、あなたは言つておるのだと思う。そうでしょう、いかがですか。
○國務大臣(池田正之輔君) その通りです。

○矢嶋三義君 その通りでしょう。それを官房長官、池田内閣の一國務大臣がそれを出された、あなたはこの方向は賛成でそれを全面的に支持すると答へられておる。だから、私は今の予算案審議をストップするとか、これを修正していきなさいと、そういうことを言わない、あなたと私の仲だから言わない。(笑聲) しかし、三公社五現業の、四百五十億圓ばかり要するというのです。これは予算を補正しなければ移流用やつたつてできないですよ。それじゃ、聞きますが、予算補正をするでしょう、いずれ、どうですか、それを承つておきます。

○政府委員(大平正芳君) その点につきましては今検討中でございます。補正予算を組むことはあるいはやむを得ないかと考えております。ただ、今科学技術庁長官の御勧告、当面問題になつておりますのは、三十六年度の予算案に關連してそれに影響があるかないかの問題が今問われておりますけれども、池田長官の願ひは、お考えになつておることは、何も三十六年度に限つたことじゃないのであります。三十七年度以降そういう大事な問題であるし科学技術者の充足という問題は長期計画に沿つて精力的に、かつ、しんぼう強くやらなければいかぬ、そういう方向に對して示唆があつたものと

心得ておるわけでございまして、本体はそこにあるわけでございまして、今問題になっておる三十六年度予算案に關連しての面は、たまたま予算案が参議院で御審議を願つておるときであるから、その問題が特に大きな問題として取り上げられておるのであります。が、本体は科学技術者の充足ということとを精力的に、かつ、計画的にやれという御趣旨であると私は理解しております。

○矢嶋三義君 あなた、池田長官の勸告書よく読んで下さいよ。英語もうまいが、日本語もうまいはずだから読んで下さいよ、池田長官はつきりおっしゃっているのだから。もう間もなく解放しますがね。大蔵政務次官にお伺いしましょう。

政務次官は大蔵政務次官ですから、三公社五現業の四百五十億というのは補正予算組まなければやれないでしょう。それとこれと関係してくるのだから、特別会計だけでなく、一般会計からも若干繰り入れるようになると思うのですが、大蔵政務次官としての見通しはどうですか。見通し持たなければ政務次官勤まりませんよ。

○政府委員(田中茂穂君) けさの閣議の結果をまだ大臣から直接お聞きいたしておりませんし、四百五十億をのんだかということもまだいまこの席でお聞きしたような次第でございまして。それによつて大蔵省としてはどうするかということが今後の問題になってくるわけでありまして。十分大臣とも相談いたしまして、今のところ、私といたしましては今聞いたばかりでございまして、十分勉強したいと思つております。

○矢嶋三義君 ゆうべからあなた一生懸命勉強してそんなことを答弁しちゃいけませんよ。

それで官房長官、次の答弁私は納得できれば官房長官も御多忙ですからそれで御退席を願うのでございまして。この勸告からいって、今の審議している予算案を修正するか補正を組まなければならぬ。またこの勸告の内容は、これを尊重する立場からいって、工業高等学校の卒業生、大学の卒業生の充足という立場からいって、今の予算案に盛り込まれていないものでは非常な不十分なんです。不十分というよりずさんなんです。だから、まあ三公社五現業のあれに關連しての補正が今の国会で出されるか、あるいは一説では秋かといわれておりますが、私はそれは延びないと思つております。おそらくこの国会でやつぱりやらなければ、先食いをするといいてもうけられないと思つて、あれだけの問題だから。この機会に、この科学技術庁長官の勸告と、それからこの答申書を尊重する立場において補正をやる場合には誠意をもつて検討する用意がある、ここまでの答弁がなされれば私はあなた御多忙ですからここで御退席を願うと思つておりますが、いかがですか。科学技術庁長官は予算を伴わないでできる面と予算を伴わなければきぬ面がございまして、そういうことを速記をつけ答弁している。それをあなたは、横から勝手に池田長官の心底を推察して答弁しているのだから、普通なら閣内不統一で声を大きくして責任を追及するのです。その点は控えているのだから、そのつもりであなたも答弁してください。

れなければ困る。

○政府委員(大平正芳君) 予算を編成いたしますまでに起き条件に基づきまして作りましては最善のものと思つておるわけでございまして。ただ公労委の裁定という事実があとから出て参りまして、これに對して政府が尊重して実施するという趣旨を明らかにしておりましたが、これは予算編成當時予想しなかつた事態でございまして、これにつきまして必要あらば補正を組むことにやぶさかでない、こういう考へております。その問題の科学技術庁長官の御勸告は三月十一日になるほど行われましてけれども、しかし、科学技術者の充足という問題は予算編成當時すでにあつたことでありまして、これは補正を組む理由には私はならぬと考へております。問題は三十六年度に關する限りにおきましては、本予算案と關係なく池田長官の御趣旨がどこまで生かされるかということについて具體的な検討をやるべきであるし、また調整案ができればこれを実施することには非常に望ましいことであると、こう考へております。

○矢嶋三義君 ちょっと事は重大になつたですね。池田長官あなたも信念ある政治家、また責任ある立場にあるわけですが、この勸告を出して、その場合によると総理大臣に意見も具申する用意があるようですが、これがあなたの勸告が生かされるか生かされないかによつてあなた政治的生命をかけたなければならぬと思つて、代議士をやめる必要はないでしょう、しかし、科学技術庁長官としてははつきりその責任ある出所進退を私はやらなければならぬと思つて、あなたも閣僚の一人として予算案の閣議決定には参画をされてはいるはずで、そして立法院にその審議を願つておるわけですから、その内容に相當の影響を及ぼす、所得増等経済擴大政策に本質的に影響を及ぼす、こういう意見をはつきりと出されておるわけですから、從つて内閣としてはある程度これは筋が通つておるのだから、当然これを尊重して、その方向に是正していくという、その方向づけさえあれば、私は下がつていいですよ。しかし、それがなかつたら、長官として、あくまで閣内に踏みとどまつて、総理大臣に十一條に基づいて意見を具申して、その政治的決断を仰ぐか、その政治的決断が仰がれない場合は、あなたの責任のもとに責任ある政治家として、科学技術庁の長官のその任命を返上しなければならぬ。私は二者択一だと思つて、それがほんとうの責任ある政治家の取るべき態度だと思つております。お伺いいたします。

○國務大臣(池田正之輔君) 極端に考へれば、そういう場合もあり得ると思ひます。

○矢嶋三義君 それはりっぱな答弁です。で、官房長官、御多忙のようですが、もううちよつと私伺いますけれども、池田内閣は数字に強いといふのですけれども、これに關する限りは数字が非常にずさんです。この答申との關係において、また科学技術庁の指摘したこの数字においても、また文部省の答弁においても、数字は非常にずさんです。食い違いがあります。しかし、それ

ういふ点は、正しい数字が私はわかれれば、あえて追及しないつもりです。ただし、正しい数字だけをきよう伺つて確認しておきたいと思つて、そういう点でも内閣の責任を追及しようと思つて追及できるわけですから。先ほど経済企画庁で、庁内で研究もしていないというふうなことは、私は池田内閣全般の責任を追及したい気持ちになるわけですから。これだけのことは、あなたとしてもお聞き取りいただいて、閣議の適當なときに大臣諸公に一つ注意を喚起していただきたいと思つております。池田長官としては、それだけの信念と決意のもとに勸告書を出されているのですから、これを受ける文部大臣としても、あるいは非常に関係ある追水経済企画庁長官にしても、少なくとも経済關係は池田君からそういう勸告が出たのだから検討しようという氣持がなければ、何かひやかしの半分のやうなことでやられるといふことは、私は事は重大だと思つております。そういう点についての注意喚起と閣内の意識統一、調整というものを官房長官の職責において私はやつていただきたい。よろしくございませう。

○政府委員(大平正芳君) 御注意十分心に銘じて善処いたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それでは、文部省に伺いますが、この工業高等学校ですが、この答申書によりますと、昭和三十五年において四万三千二百七十六人不足。昭和三十六年において四万三千三百三十三人不足。昭和四十五年で、トータル四十三万九千四百八十人の不足になつております。ところが、今度の予算書では八十五課程ふやして約一万人の

います。

○矢嶋三義君 あなたの御答弁の中に納得できるものもありますが、所得倍増計画がスムーズにいったら、技術者の人材面で崩壊するのですよ。そこを私は重大だと言うのです。

具体的の一つ承りますと、ここに勸告書が出ているのですが、理工科系科学技術者が昭和四十五年度に約十七万人不足になる。今、文部省が計画しておる七カ年計画では約七万人しか充足できない。だから十万人不足するとい

うことは文長大臣自認しているわけですね。ところが、その十七万人なるものは、この答申書を見ますと、大学卒業程度の技術者ですよ。ところが、衆議院等の答弁を聞いておると、文部大臣は、苦しまされか、何かしらぬが、企業内で再教育云々というのです。それは先ほど出ました約百六十万の技能者の必要な面であって、企業内云々というの、こゝでいう所得倍増計画に伴う十七万人、不足の十万というのは、少なくとも最小限四年制の大学を卒業した以上の高度の技術を持つた技術者が必要だということになっておるわけなんです。だからどうしても計画が不十分になるわけです。この十七万人というのは、科学技術庁長官、経済企画庁の参事官にお答えを願いますが、これは理工系の大学を卒業程度の技術者が十七万人不足するとう意味だと把握されておるわけでしょう。いかがですか。

○国務大臣(池田正之輔君) 実は私も、文部省から出ておる数字というものは、でたらめで、つかみにくいと思うのです。そこで私は最初に予算要求があった数字を提示した。そうすると、私の言った数字がでたらめだ、こういうことになっておるのです。もちろん実施段階において若干これがふえてきたことも承知しております。そこで今あなたが指摘されたように、七万云々と言われましてけれども、一体七万という数字をどこから出したか、私はわからない。ほんとうは、これは文部省は一体、最後の四十五年度の入学者を言うておる。卒業生数はもっと下なんです。短大を合わせて、卒業生数は、はつきり言いますと、今の現在

の文部省の計画によりまして、五万六千九百三十二人です。卒業生はもっと厳密に言えば、その年に卒業したものには、その年は見習い程度で、使いものにならぬ、われわれ科学者の立場から言えば、さらにまた入学者の数というものは、そのまま卒業して職場につくものじゃない。過去の経過から見ても、社会全体から見ても、何割かの歩引きをしなければならぬということになってきますと、それよりさらに下の数字になる。工業高校におきましても同様であります。三十八万云々と言われましてが、これは入学者数です。これをはつきり申し上げておきます。それを基準にして、従つてこのままでは所得倍増計画にはマッチしないものができるから、そこで政治家の良心からいっても黙視することはできない。従つて私は勧告を申し上げた、こういうことでございいます。

そこで、先ほど来矢嶋委員からの御指摘ございました中で、御参考に申し上げたいことは、文部省の、つまり大学教授の質を低下しろと私は言ったのではない。そういう意味じゃございせん。文章はあるいは悪いかもしれせん。そういうふうにとられたかもしれせん。教授を採用するといふものの内規みたいなものをこしらえる。それによりまして――これは若干違つておるかもしれせん――私の記憶によりまして、たとえば博士論文が必要だとか、教鞭を何年とらなければいけないとか、あるいは論文は三つ以上なければいけません、そういう規制をしておる。ところが、理工系に至りましては、最近大学を出まして、民間の会社や研究所にりつ

ばな学者がたくさんいる。實際家がたぐさんいるのです。そういう人たちはその資格に当てはまらない。むしろいかげんと言つては悪いけれども、大学教授より、りっぱな人たちがたくさんいる。そういう人たちは現在文部省のものとさしては落第です。そういう面を指摘しておるのであります。大学教授の質を低下してもよろしいという意味では決してないのではありません。この点を御了解願いたいと思ひます。

○説明員(山下貴君) 所得倍増計画におきまして、科学技術者数の不足が十七万人としてありますけれども、これは大学の理工系卒業程度のもので私には言つておるのであります。

とを文部省議できめていられるのですか。文部省議でそういうことをきめていられるのですか。どうですか。あなたの方では、この答申というものをそれでよろしいというように、文部省の事務当局ではとつておられるのかどうか。お答えいたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それで非常に明確になつておるのです。だから、文部大臣にないが、小林局長さん、文部大臣がその十分足りないのは事実だと、そういうふうになつておる。それを企業内の再教育で云々、協議してみようというふうなことは、おかしいじゃないですか。経済規模拡大と所得倍増云々というの、池田内閣の本会議における施政演説にうたわれていられる一番大事な政策ですよ。施政のこれからの路線です。それを達成していくにあつては、科学技術者の人材養成というものが非常に重要だといふことが柱で、こういう答申がなされていられるのです。そうしてこの答申のもとに、これを尊重して予算が組まれたという。その予算編成にあつては、大蔵省はそれを尊重してやられたといふのです。そういう条件下に科学技術庁長官から勧告が出た。それに対して十分不足するのは事実だが、それは企業内の再教育で間に合わせるつもりだ、そういうこ

を決定いたしました。これは文部省として態度を決定いたしました。もちろん、これでは不足でございまして、先ほど申し上げましたように、できる限りこの一万六千人養成計画を初期の年次に繰り上げるといふようなこともやりたいし、現在の計画では一万六千人のうち、六千人を公、私立の大学にお願いするといふことを計画いたしておりますが、これはできるならばもっと多数の養成を、ことに私学にはお願いしなければならぬと思つていられるわけでございます。そういうことでございまして、この差を埋めて参りたいといふふうに考へていられるわけでございます。

では、これは国全体としてあらゆる方策を講ずるといふ意味で、たとえば企業内訓練等にも一つお願いせなければならぬのではなからうかと、こういう趣旨であるかと私は思つております。

○矢嶋三義君 あと十分くらいで終わりますが、再検討を私は要望いたします。

その点については、僕は科学技術庁長官の勧告、意向を支持します。私は心を鬼にしてあなたに質問しているのです。ほんとうはあなたはいかにうだと思つていられるのです。今、僕にかられて、予算折衝では佐々木さんにびしとやられる。そうして田中さんからは押えられて、不満足ながらもあいつの予算を出して、こゝで僕に今度やられるのではお気の毒だと思つていられるのですが、僕は心を鬼にして今あなたを追及しているのですが、しかし、究極は文部大臣の責任であると思ふのです。ほんとうに所得倍増計画がスムーズにいいたら、人材養成ができず、そこで頓挫してしまふ。そういう施政演説をしておるのにそういうことを一体やつてよろしいのかどうかといふことは、これは池田内閣の責任問題になると思ふのです。いづれ文部大臣にやりますから、文部大臣はもう少し科学技術庁長官の勧告を重大視して、そうして迫水経済閣僚とも十分協議して、奥剣にこれと取組んで再検討する用意があつてしかるべきだと思ふのです。今度の予算で修正できないければ、当面予算に手をかけないでできる方面から、解決できる面を早急に解決をし、できるだけ近い機会に補正等の機会があれば、その場合に、大きな一つの日本の国策なんですから、

補正の面で生かすように所管大臣としては努力すべきものだと思う。いずれ直接大臣から意向を聞きますがね、所管局長として、そういう意向のあったことを一応大臣に伝えておいていただきたい。

で、あと二、三伺いますね。この説明のところにある点として伺っておきたい点は、私学の関係者からも私は一、二承っておりますが、国立の学校を新設する、あるいは学部を増設するときには、国立ですら文部省の許可、認可等も要らないわけですか、私も、私学の場合は当然とはいいたが、許可、認可が要るわけですね。その場合に、大学の完成時における約六割程度の施設設備、教授陣容を整えなければ発足を許さないという、こういう取り扱いは、私立に対して若干きびし過ぎるという不満があるようです。これは私はごもっともだと思うのです。

その私立大学の財団がしっかりしておるかどうかがという点を十分検討して、将来の目安が立てば第一年度、第二年度と、逐次施設設備が充足され、教授が充足されて、大学教育が、法律に定められている基準が実施されるという見通しが立つておれば私は許していいんじゃないかと思うのです。非常に心配される余り、スタートにおいて六割のものが充足されていなければというふうな条件は、ちょっと私は過酷過ぎるんじゃないかと思うのですが、それはどういう見解を持っておられるか、そういう点に関する限りある程度緩和されるお考えがないかどうか、そうして充足しなかったらあとで処置の仕方はあると思うのです。しかし、大学を作ればやっぱりその大学は

ばにならなければ志願者が入ってこないわけですから、教育の方面に投資してそういう、学校でも経営されようという人は、そう私は無責任なこととは決してやられないと思うのですが、この点、勧告の説明の中にも若干触れておるようでありますから、その点実情をお聞きするとともに、文部事務当局の御見解も承っておきたい。

○政府委員(小林行雄君) ただいまのはいわゆる設置基準ではございませんので、大学設置審議会における審査の際の取り扱いの方針でございますが、従来はこれはまあすべて大学なり短大の発足の当時に、その教員の組織にいたしまして、あるいは施設設備につきましても、全体の計画をはっきり立てるとのこと、それから初年度にその八、九割が充足されておるといふことを実は条件にいたしておったのでございます。これにつきましてはいろいろ議論がございまして、これはなまぬるいからもっと強くせよという最近の実は傾向であったのでございまして、しかし、先ほどからお話の出ていますます科学技術者の養成、これにこたえるための理工系の短大なりあるいは大学の設置ということが急務でございまして、実は本年度の審査から先ほどお尋ねにございましたように、第一年度には理工系については全体の六割というふうなことにしていただけたわけでございます。これは御承知のように、第一年度における大学教育におきましては、一般教育で開始されるわけでございます。従って一般教育のたとえば教員につきましても、一般教育の全体の教員と、なお専門教育については、その支柱になるような先生を確保

してもらいたい、こういうことが主眼となっておるわけでございます。もちろん私ももとしましては、この程度が充足されることを実は期待いたしておるのでございます。私学の実情からいって、発足時はそれでもなお過酷であるということでありますれば、その辺もさらに検討してみたいと思っております。ただ御承知のように、いわゆる教員も、施設設備もきわめて不十分な状態でスタートするということになりまして、先々のこともありますので、その辺については慎重の配慮が必要であるかと思っております。

○矢嶋三義君 あと二問池田長官に伺いますが、この勧告並びに説明書の表現、あるいはしさいな数字とかいえば完璧なものじゃないと思うのです。しかし大筋としては、いかに池田大臣らしい大筋が出ておって、その点は私は敬意を表します。

それで、十年後を目標にする科学技術振興の総合的基本方針に対する答申ですね、これは一年半ほど続いたと言われるのですが、なかなかよくまとまわっていると思うのです。従って私はあなたが在任中に予算的に、法律的に、この実現化に極力努力していただきたいことを御要望申し上げたいのです。三十六年度の予算編成期にあたって、これを尊重、重視したとは言いがた、そんなに私は生かされていまいな、そんなには私は生かされていまいな、と思うのです。あなたが科学技術行政官の時代に急速にこれの実現化に努力していただきたい。その中で特にあなたの御所見をきょう承っております。一、二は、この中に科学技術の基

本法制定の必要が客申されております。この科学技術に関する基本法の制定、こういうものががっちりできまして、先進国に劣っている日本の態勢というものも推進されて参ると思うのです。きょう議論しているような問題も起こらなくて済むようになると思うのです。この点と、この前あなたに最適任だといってお伺いしておきました、この勧告の中にもありました国際交流ですね。特に比較的に門が閉ざされている共産圏、ソビエトとの技術交流等については、あなたがその道を開くのに最適任だと思っておりますが、そういう点、急速に押し進めていただきたい。念願をこめて長官の御所見を承っておきたいと思っております。

○国務大臣(池田正之輔君) まず最初の第一問でございますが、これにつきましては、科学技術会議の総合部会で基本法に關して今検討しておるのであります。なるべくすみやかに案を練って文化していきたい、かように考えております。

それから共産圏との技術交流については、これはごもっともなことで、私の考えとしては当然そうあるべきだといふ考えから、現在共産圏のチェコから原子燃料公社の方に留学生を一人受け入れています。これもさらに拡大していきたい、かように考えております。

○矢嶋三義君 大蔵政務次官に対する最後の質問ですが、私きょうこの問題で、文部大臣にないけれども、文部省の人にかなりいやみ申しましたけれども、実情からいって、気の毒の面があると思うのです。予算編成段階における文部省の置かれていたウエイトといふものは、今の日本の政治の中で非常に軽いと思うのです。あなた方が

いろいろ言われていますがね。私は軽いと思う。予算編成の場合でも圧力団体が、いろいろの圧力団体があろうけれども、弱い。圧力団体が強いのがいいと言っているんじゃないんです。予算の性格というものは曲げられて、だからこういう点は、予算の編成権というものは内閣にあるのだから、佐々木さんあたりも曲げられないようにがんばって、曲げられようとする上司を適正に補佐して、そうしてこういう問題が起らないようにしていただくなければならぬ。これはまじめな話なんです。そうしてこの教育を重視し、この資源の乏しい日本の経済発展と国民生活の向上に寄与させるために科学技術を振興させる。日本人は頭脳もいし、勤勉でもあるのだから、法律的、予算的措置を講ずれば前途は明るいものがあると思うんです。そういう気持ちで大蔵省は私は対処してもらいたい。あなた方が予算編成段階にいられて、そうしてここで文部省の役人が私どもから幾ら小言を言われてもその問題は解決しない。文部大臣は日教組征伐ばかりやっているわけですから、こういう状況ではとても心配になつてしょうがないわけなんです。私の意見と大体同感だと思っておりますが、田中政務次官も八月から来年度の作業は始まりますからね。御所見を承っておきたい。

○政府委員(田中茂雄君) 三十六年度の文教予算につきまして、ただいま矢嶋委員からさような御指摘を受けましたことを私非常に心外に思っております。過去においては、あるいは御指摘のような点があったかも知れませんが、けれども、新年度予算につきまして

は、十分文教予算に配慮いたしておりますが、主計官にもそのことは十分含めてございまして、主計官も十分その点を体して査定をいたしたと、私はかように考えております。今後とも御指摘のようなことのないように十分留意いたしたいと考えております。

○矢嶋三義君 言葉を返すわけじゃありませんけれども、完璧にいつておればベビー・ブームに対する対策が足りないとか、あるいは科学技術者の養成云々ということは出てこないんです。私はその努力は認めますよ。佐々木さんは誠意をもって文部省の説明を聴取されたことは私は多としておいて、近視眼的に重箱のすみをみているというふうな格好で、世界的な視野から日本の教育、文化、学術、科学技術をどうするかという太い、抜本的なバック・ボーンみたいなものがないことを指摘しているんです。

最後に、池田長官ともなかなかお目にかかれないうから、ちよつとはずれまされども、最後に一言お伺いして、一時になりますから、終わりますけれども、科学技術に対するあなたの熱情と御努力は多とするわけですから、ね。一つあなたの関内における言動でどうしても理解できない点があるの、再度お目にかかれないうので、お伺いしておきたいと思う。それは、あなた岸派を代表してILO八十七号条約の批准に反対している、最も反対している池田内閣の閣僚の一人だということなんです、ほんとうですか。どうですか、もしほんとうとするとどういふところに理由があるのか。それではあなたの国際感覚というものが疑われ、科学技術の振興も達成されないのじゃ

ないかと思ひますので、それだけを伺つて質問を終わります。

○国務大臣(池田正之輔君) どういうところからそういうデマが飛んだのか私はわかりません。反対したという覚えもございません。

○矢嶋三義君 賛成ですね。

○国務大臣(池田正之輔君) そう積極的に賛成したわけじゃない。というの、率直に言う、全体的なものの見方というものは、どうも日本の政治家に足りない。それを私は指摘したので

す。

○委員長(平林剛君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。本件に関する調査は、この程度とい

たします。

本日は散会いたします。

午後一時一分散会

三月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十二日)

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部

を次のように改正する。

第一条中「死亡一時金」を削る。

第二条中「その他の給与」の下に「初任給調整手当」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

三月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、建国記念の日制定に関する諸願

(第一〇〇〇号)(第一〇〇一号)

(第一〇四六号)(第一〇七三三)

(第一〇一四号)(第一〇一三三)

(第一〇一四号)

一、としよりの日を国民の祝日とするの諸願(第一〇七四号)

第一〇〇〇号 昭和三十六年三月十日受理

建国記念の日制定に関する諸願

請願者 東京都北区王子三ノ一七 橋本晃一

紹介議員 黒川 武雄君

現行の国民の祝日に自国の建国を記念する祝日が欠除していることはまことに遺憾であるが、独立回復以来人心の安定とともに建国記念の日の制定を希望する声は急激に高まり、この純正な国民感情は当然尊重されるべきものと

考えられるから、祖国の歴史と伝統とを回顧し、国家興隆の前途に切々と

て思いをよせる国民の世論を賛察せられ、ぜひ建国記念の日を法制化せられたいとの諸願。

建国記念の日制定に関する諸願(九通)

請願者 栃木県芳賀郡芳賀町稻毛田一、三九五 山本

警司外八名

紹介議員 植竹 春彦君

この諸願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇四六号 昭和三十六年三月十一日受理

建国記念の日制定に関する諸願

請願者 大阪府豊中市岡町南八ノ三 山脇一衛

紹介議員 一松 定吉君

この諸願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇七三三 昭和三十六年三月十三日受理

建国記念の日制定に関する諸願(四通)

請願者 鹿児島市上尾町二一清水丹蔵外三名

紹介議員 西郷吉之助君

この諸願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇一〇一 昭和三十六年三月十五日受理

建国記念の日制定に関する諸願

請願者 島根県益田市大字戸田 綾野唯雄外百十七名

紹介議員 山本 利寿君

この諸願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇一三三 昭和三十六年三月十五日受理

建国記念の日制定に関する諸願

請願者 兵庫県西宮市里中町三ノ一二 西宮市老友連

合会内 西岡三右衛門

紹介議員 岸田 幸雄君

古来からわが国の良い風俗習慣としてたたえられた長老敬愛の思想は、戦後影をひそめ、ややもすれば老人軽視の風潮が生じつつあることはまことに遺憾であつて、この形勢にかんがみ、老人を敬愛し、その福祉思想の高揚と徹底を期せんがために、「子どもの日」「成人の日」と並んで国民の任意的な祝日として、「としよりの日」が定められ、例年九月十五日をもって全国いっせいに敬老行事を実施してきてから既に十年を経過している。以来国民の行事として、国民の各界各層に浸透して老人福祉の推進に多大の貢献をしており、且つこの「としよりの日」を国民の祝日としようとする国民愛情はしだいに

第一〇七四号 昭和三十六年三月十四日受理

としよりの日を国民の祝日とするの諸願

請願者 長野県更級郡更北村 小山高太郎外十八名

紹介議員 青木 一男君

この諸願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇一四号 昭和三十六年三月十五日受理

建国記念の日制定に関する諸願(九通)

請願者 大分県日田市山田町 平川鈴江外八名

紹介議員 後藤 義隆君

この諸願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇七四号 昭和三十六年三月十四日受理

としよりの日を国民の祝日とするの諸願

請願者 兵庫県西宮市里中町三ノ一二 西宮市老友連

合会内 西岡三右衛門

紹介議員 岸田 幸雄君

古来からわが国の良い風俗習慣としてたたえられた長老敬愛の思想は、戦後影をひそめ、ややもすれば老人軽視の風潮が生じつつあることはまことに遺憾であつて、この形勢にかんがみ、老人を敬愛し、その福祉思想の高揚と徹底を期せんがために、「子どもの日」「成人の日」と並んで国民の任意的な祝日として、「としよりの日」が定められ、例年九月十五日をもって全国いっせいに敬老行事を実施してきてから既に十年を経過している。以来国民の行事として、国民の各界各層に浸透して老人福祉の推進に多大の貢献をしており、且つこの「としよりの日」を国民の祝日としようとする国民愛情はしだいに

第一〇七四号 昭和三十六年三月十四日受理

としよりの日を国民の祝日とするの諸願

請願者 長野県更級郡更北村 小山高太郎外十八名

あがつてきているから、九月十五日を国民の祝日として制定せられたいとの請願。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本育英会法の一部を改正する法律案

日本育英会法の一部を改正する法律案

日本育英会法の一部を改正する法律

日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。第十六条ノ四第一項及び第二項を次のように改める。

日本育英会ハ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ死亡又ハ不具廢疾ニ因リ貸与金ノ返還不能トナリタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者が修業後一定年数以上継続シテ小学校、中学校、高等学校、大学其ノ他ノ施設ノ教育ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得大学院ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者が修業後一定年数以上継続シテ高等学校、大学其ノ他ノ施設ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキ亦同シ

第二十四条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ業務ノ方法中第十六条第一項第一号ノ規定ニ依リ貸与金ノ回収ニ関スルモノハ主務大臣ノ定ムル所ニ

依ルモノトス
附則中第三十六条の次に次の二条を加える。

第三十六条ノ二 当分ノ間大学又ハ大学院ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者が修業後一定年数以上継続シテ硫黄島及伊平屋島並ニ北緯二十七度以南ノ南西諸島（大東諸島ヲ含ム）ニ於ケル第十六条ノ四第二項ニ規定スル教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ガ同項ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルモノト看做シ同項ノ規定ヲ適用ス
第三十六条ノ三 当分ノ間第十六条ノ四第二項及前条中「大学」トアルハ「大学（国立工業教員養成所ヲ含ム）」ト読替フルモノトス

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項及び附則第三十六条ノ二の規定は、この法律の施行の際現に大学又は大学院に在学する者に対しその在学期間中に貸与した貸与金についても適用する。

昭和三十六年四月八日印刷

昭和三十六年四月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局